

事例番号:300261

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 35 週 0 日 胎児発育不全、妊娠高血圧症候群、切迫早産の診断で入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 35 週 1 日

18:45 腹部緊満感あり、血圧 172/110mmHg

18:56- 胎児心拍数陣痛図で 60-80 拍/分台の徐脈を認める

19:09 血液検査で凝固能の異常を認める

19:10 超音波断層法で胎児徐脈、胎盤の肥厚を認める

20:10 常位胎盤早期剥離疑いのため帝王切開により児娩出
後血腫とともに胎盤娩出

胎児付属物所見 血性羊水、胎盤に凝血塊あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 1 日

(2) 出生時体重:1520g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.607、PCO₂ 152mmHg、PO₂ 16.8mmHg、

HCO₃⁻ 14.2mmol/L、BE -39.0mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 6 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、早産、子宮内胎児発育不全

(7) 頭部画像所見:

生後 40 日 頭部 MRI で大脳基底核、視床の信号異常、脳萎縮、多嚢胞性脳軟化症を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。
- (2) 妊娠高血圧症候群が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 35 週 1 日の 18 時 45 分頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 32 週までの紹介元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 34 週 6 日紹介元分娩機関が「子宮内胎児発育遅延」で高次医療機関(当該分娩機関)へ紹介したことは一般的である。
- (3) 妊娠 35 週 0 日に当該分娩機関を受診後の対応(超音波断層法の実施、 NST の実施、血液検査の実施)および「子宮内胎児発育遅延」、妊娠高血圧症候群、切迫早産の診断で入院としたことは、いずれも医学的妥当性がある。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 35 週 1 日に血圧の上昇に対してメルトパ錠を投与したのは一般的である。
- (2) 妊娠 35 週 1 日 13 時頃、血圧 160/102mmHg の状況で、14 時 25 分に血圧を再

測定したことは選択されることが少ない対応である。

- (3) 妊娠 35 週 1 日 19 時 10 分、超音波断層法の所見(胎児徐脈、胎盤が肥厚しているように見える)から常位胎盤早期剥離を疑って緊急帝王切開を施行したことは一般的である。
- (4) 帝王切開の方針としてから 1 時間で児を娩出したことは一般的ではない。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

妊娠高血圧症候群で血圧の上昇を認める場合は、血圧の変動に注意し、一定時間毎に血圧を測定することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 緊急帝王切開を決定してから児娩出までの時間をより短縮できる診療体制の構築が望まれる。
- (2) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

- (3) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。